市行第１４５８号

令和６年５月１７日

各市町村企画担当部長

各一部事務組合事務局長　　　様

各広域連合事務局長

大阪府総務部市町村局行政課長

地方自治法に基づく連携協約の締結、一部事務組合等の設置、

規約変更等に係る府との事前協議の徹底について（通知）

連携協約の締結、一部事務組合等の設置、規約変更等（以下「広域行政事務」）という。）については、議会の議決等を経たうえで、本府への申請、届出等を行うこととなりますが、その内容の妥当性等を事前に確認するため、議会の議決等を経る前に協議（以下「事前協議」という。）を行っていただく必要があります。しかしながら、今般、事前協議を経ることなく、規約変更に係る議案を議会に提出されるという事案が発生しました。

つきましては、下記のとおり周知しますので、遺漏なきようご対応をお願いいたします。

記

1. 事前協議の徹底について

・広域行政事務に係る事案が発生した場合は、まず速やかに当課まで連絡してください。事前　協議の手続きについてご案内します。

・原則として、議会への議案書提出の一ヶ月前までに、必要書類を添えて、事前協議を行ってください。

　（新規又は規約の重要な事項に係る改正の場合は、協議に一ヶ月以上要する場合がありますので、別途ご相談ください。）

　２．広域行政事務の概要（フロー、種類等）

　　別添「広域行政に係る事務手続きフロー」を参照してください。

|  |
| --- |
| 【担当】市町村局行政課行政グループ　米山・大澤・平井電　話　代表06-6941-0351（内線2223）　　　　直通06-6944-9109メール shichoson-g22@sbox.pref.osaka.lg.jp |